

戸別受信機貸与申込書

私は下記の条件を承諾し、戸別受信機の貸与を申し込みます。

記

- 1 受信機が不要となった場合には速やかに返却します。
- 2 受信機を無くしたり、故意に壊したりした場合には、受信機を弁償します。

※1台あたり：約5万円

- 3 受信機の電気代は申込者が負担します。
- 4 感度が悪い場合のアンテナ工事代は申込者が負担します。

以上について承諾し、貸与を申し込みます。

申込者住所：_____

申込者氏名：_____（自書）

申込者電話番号：_____

※別紙の注意事項も確認してください

役場処理欄

機器No.：_____

貸出日： 年 月 日（確認者： _____）

返却日： 年 月 日（確認者： _____）

汚損・破損の有無： 有 ・ 無

費用負担の有無： 有 ・ 無

備考：

注意事項

- ・ 戸別受信機は家の構造や機械を置く場所によっては、受信できない場合があります
- ・ 家の外にアンテナを付けることで電波状況が改善することがありますが、その場合の工事や費用負担は申込者の方で行っていただきます
- ・ 戸別受信機は万能ではありません。テレビやラジオなど様々な手段を活用して、自分から情報を受け取りにいくことが、災害時には非常に重要です。

戸別受信機に関するお問い合わせ先

箕輪町役場 総務課 危機管理係

電話：０２６５－７９－３１４４（直通）